

指定病院等一覧

1 公的医療機関等（熊本医療圏を除く）

公的医療機関、独立行政法人地域医療推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び地域の医師会が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本南病院
2		熊本県	病院	こども総合療育センター
3		宇城市	病院	宇城市民病院
4		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
5	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
6		玉名市・玉東町	病院	公立玉名中央病院
7		医師会	病院	玉名地域保健医療センター
8		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
9	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
10	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
11		独立行政法人	病院	国立病院機構・菊池病院
12		独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本再春荘病院
13	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
14		小国町	病院	小国公立病院
15	上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
16	八代圏域	八代市	病院	国民健康保険八代市立病院
17		独立行政法人	病院	熊本労災病院
18		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
19		医師会	病院	八代市医師会立病院
20		医師会	病院	八代郡医師会立病院
21	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
22	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
23		多良木町	病院	球磨郡公立多良木病院
24	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
25		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
26		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
27		天草市	病院	天草市立栖本病院
28		天草市	病院	天草市立牛深市民病院
29		医師会	病院	天草郡市医師会立天草地域医療センター
30		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院
31		医師会	病院	天草郡市医師会立苓北医師会病院

2 特殊要因を踏まえ指定する医療機関

(1) 熊本医療圏内の県立病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本医療圏	熊本県	病院	こころの医療センター

(2) へき地診療所等（現在常勤医が配置されている診療所に限る）

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
2	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
3	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
4		天草市	診療所	御所浦診療所

※公的医療機関とは

都道府県、市町村が開設する病院及び診療所、
一部事務組合等地方公共団体の組合
国民健康保険団体連合会
普通国民健康保険組合
日本赤十字社
社会福祉法人恩賜財団済生会
厚生農業協同組合連合会



以下の事項を考慮して、上記指定(案)を基本としつつ、新たな専門医制度における専門医研修施設の指定の動向を踏まえながら、引き続き指定病院等の検討を行うこととする。

(考慮すべき事項)

- ①指定病院等に勤務しながら専門医資格取得ができるようにするためには、指定病院により多くの専門医研修施設を指定することが必要。
- ②現在、H29年度からの新たな専門医制度の導入に向け、診療科でプログラムの整備を行っており、今後、県内のどの病院が専門医研修施設に指定されるのか現時点で不明であること。

知事が指定する病院等（指定病院等）の具体的な指定方法（案）

1 九州各県における指定方法

規則に規定：6 県（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県）

条例で規定：1 県（鹿児島県）

2 本県における指定（案）

（1）指定方法

指定する病院の種別までを規則で規定し、個別の病院名については、毎年度、要綱等により定める。

（2）具体的な書振り 規則（案）

第〇条 条例第2条第2号の知事が指定する病院等（以下「指定病院等」という。）とは、次に掲げるものとする。

- 一 熊本市以外の地域に設置される医療法第31条に規定する公的医療機関の病院
- 二 熊本市以外の地域の独立行政法人国立病院機構が設置する病院
- 三 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院
- 四 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院
- 五 熊本市以外の地域医師会が設置する病院
- 六 県立こころの医療センター
- 七 その他知事が特に必要と認める病院又は診療所

指定病院等の区分と配置ローテーションルール【案】

1 指定病院の区分

第1グループ（基幹型臨床研修病院等）

- ①基幹型臨床研修病院
- ②熊本大学地域医療実践教育拠点
- ③専門医認定施設（認定数5以上の施設）

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
2	有明圏域	玉名市・玉東町	病院	公立玉名中央病院
3	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
4	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本再春荘病院
5	八代圏域	独立行政法人	病院	熊本労災病院
6	八代圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
7	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
8	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
9	天草圏域	医師会	病院	天草郡市医師会立天草地域医療センター
10	天草圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院

第2グループ（へき地医療拠点病院等の病院）

「熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱」別表1及び別表2に掲げる病院（へき地医療拠点病院、条件不利地域病院等）
※基幹型臨床研修病院を除く。

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
2	阿蘇圏域	小国町	病院	小国公立病院
3	上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
4	球磨圏域	多良木町	病院	球磨郡公立多良木病院
5	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
6	天草圏域	天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
7	天草圏域	天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
8	天草圏域	天草市	病院	天草市立栖本病院

2 配置ローテーションルール

- (1) 第1グループ（基幹型臨床研修病院等）での勤務については、最長2年間までとする。
- (2) 第2グループ（へき地医療拠点病院等の病院）での勤務は最低2年間とする。
- (3) 残る期間については、第3グループ（その他の指定病院等）で勤務することとするが、第2グループでの勤務を妨げない。
- (4) 第3グループのうち診療所で勤務した場合、第2グループで勤務したものと見なす。

第3グループ（その他の指定病院等）

《病院》

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本医療圏	熊本県	病院	こころの医療センター
2	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本南病院
3	宇城圏域	熊本県	病院	こども総合療育センター
4	宇城圏域	宇城市	病院	宇城市民病院
5	宇城圏域	恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
6	有明圏域	医師会	病院	玉名地域保健医療センター
7	有明圏域	和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
8	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
9	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・菊池病院
10	八代圏域	八代市	病院	国民健康保険八代市立病院
11	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
12	八代圏域	医師会	病院	八代郡医師会立病院
13	天草圏域	天草市	病院	天草市立牛深市民病院
14	天草圏域	医師会	病院	天草郡市医師会立苓北医師会病院

《診療所》

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
2	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
3	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
4	天草圏域	天草市	診療所	御所浦診療所

指定病院等の区分、医師修学資金配置ローテーションルールの定め方 比較一覧

	案1(厳格化案)	案2(折衷案)	案3(緩やか案)
内容	①条例又は規則で明文化。 ②ルールを厳守させるため、義務履行違反者に対しては、修学資金の返済を求めるような内容とする。	①条例又は規則で明文化。 ②義務履行違反者に対するペナルティー規定は設けない。	①要綱などの内規でルールを明確化 ②義務履行違反者に対するペナルティー規定は設けない。
メリット	・条例又は規則に明記することで、強制的な配置調査が可能	・緩やかに調整することで、修学資金貸与医師に対する理解が得やすい。 ・新たに義務を課す(不利益を生じさせる)改正ではないため、既に貸与を受けている学生にも、遡及適用できる可能性がある。	・緩やかに調整することで、修学資金貸与医師に対する理解が得やすい。 ・改正手続きなどの面で、条例、規則よりも臨機応変な対応が可能。
デメリット	・新たに義務を課す(不利益を生じる)改正であるため、既に、貸与を受けている学生については、遡及適用できない。 ・既に貸与を受けている学生と今後貸与を受ける学生とで、義務履行に関するルールが異なり、不公平感が生じる。 ・あまりにも厳格なルールとすると義務離脱者を誘発する可能性がある。	・義務履行違反に対するペナルティーがなく、ルールに従う強制力がないため、ルールを無視する医師が出る可能性がある。	・義務履行違反に対するペナルティーがなく、ルールに従う強制力がないため、ルールを無視する医師が出る可能性がある。
その他課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定病院等の区分については、研修環境の変化に応じて毎年度見直しを行う可能性がある。 ・ ローテーションルールについても、医局人事との調整を行う過程でルール見直しの可能性もある。 		

(方針) 要綱などの内規で明確化 ⇒ ただし、ルールを守らせる対策が必要

ルールに沿った配置調整を担保するための具体的方策

1 熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援委員会（仮）

熊本県医師修学資金貸与医師のキャリアビジョン及び医師不足に悩む県内医療機関の医師派遣の意向を踏まえつつ、熊本大学医学部附属病院の各診療科の医師派遣人事との調整を図りながら、円滑に貸与医師の勤務先を決定する委員会を設置。

【構成メンバー】

熊本県地域医療支援機構理事長（熊本大学医学部附属病院長）

熊本大学医学部附属病院地域医療支援センター長

熊本大学医学部附属病院各診療科長（貸与医師が入局している診療科）

熊本県健康福祉部医療政策課長、へき地医療支援機構専任担当官

【事務局】

熊本県地域医療支援機構（熊本大学医学部附属病院地域医療支援センター）

【協議事項】

- ①貸与医師の専門研修病院の調整
- ②貸与医師の指定病院等への配置調整
- ③貸与医師配置と自治医科大学卒業医師派遣との調整 等

2 修学資金貸与医師の登録制度

- 修学資金貸与医師は、熊本県地域医療支援機構（以下「機構」という。）への登録を行う。
- 登録した医師（以下「登録医師」という。）は、希望する専門研修先及び指定病院等について、熊本県地域医療支援機構に報告する。
- 当該報告を踏まえ、上記調整委員会で研修先及び勤務する指定病院等を決定する。

3 登録医師への支援

機構（県及び熊本大学）は、登録医師に対して以下の支援を行う。

【支援内容 案】

- 熊本大学医学部附属病院のテレビ会議システム、大学図書館の電子文献利用
- 有料の学習・診療支援コンテンツ等を利用
- 電子ログブック・ポータルフォリオ等の研修支援ツールの利用
- 学会出張、講習会受講、専門医資格習得、その他学習関連活動への支援 等

熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援委員会(仮称)

《目的》

修学資金貸与医師のキャリアビジョン及び医師不足に悩む県内医療機関の医師派遣の意向を踏まえつつ、熊本大学医学部附属病院の各診療科の医師派遣人事との調整を図りながら、円滑に修学資金貸与医師の勤務先を決定する。

《構成メンバー》

熊本県地域医療支援センター理事長（熊本大学医学部附属病院長）、貸与医師が入局している診療科長、熊本大学医学部附属地域医療支援センター長、熊本県健康福祉部医療政策課長、へき地医療支援機構専任担当官

《協議事項》

- ①修学資金貸与医師のキャリアビジョンを踏まえた勤務先の調整
- ②貸与医師の指定病院等への配置調整
- ③貸与医師配置と自治医科大学卒業医師派遣との調整 等

(配置先決定までの主なスケジュール 案)

	項目	実施主体など
8月頃	貸与医師に対する翌年度の勤務先等に関するヒアリング	県及び地域医療支援機構で実施
9月	指定病院等に対する医師派遣の意向調査	同 上
9月	貸与医師に対する意向確認(文書にて)	同 上
10月	貸与医師キャリア支援委員会の開催	県、地域医療支援機構、関係診療科
11月	翌年度の配置医療機関の決定	地域医療支援機構理事会

～ローテーションルールに沿った配置調整策～



大学病院

各診療科(医局)

熊本県地域医療支援機構
(熊大地域医療支援センター)

熊本県医療政策課

熊本県修学資金貸与医師キャリア支援委員会

医師不足病院
への配置

専門医等研修
病院への配置

義務年限期間終
了後の配置

支援
登録

登録
支援

登録
支援

基幹型臨床研修病院

臨床研修

初期臨床研修期間

県内・県外の医療機関

臨床研修

後期臨床研修期間

知事の指定する病院等

1. 医師不足地域の指定病院等

• へき地等の病院

2. 臨床研修環境の優れた指定病院等

• 臨床研修病院等

3. その他の指定病院等

• その他の病院、診療所

診療
地域での勤務期間

今後のスケジュール 案(熊本県医師修学資金貸与医師キャリアビジョン関係)

		理事会等	熊本大学内での調整	貸与学生(医師)との調整	県内医療機関との調整	県庁内での調整
3月	中旬 下旬	第5回理事会(3/17) 第1期生卒業		卒業生向け説明会(3/27)		
4月	上旬 中旬 下旬		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①熊本大学医学部附属病院及び医学部での方針案の審議、了承</p> <p>②熊本大学医学部附属病院各診療との調整(説明会の開催など)</p> <p>③貸与医師キャリア支援委員会の設置、委員会の開催</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>医師修学資金貸与学生(医師)からの意見聴取</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①熊本県地域医療支援機構評議員会議などでの方針案に関する意見聴取</p> <p>○支援機構評議員会議 ○熊本県医療対策協議会 ○へき地保健医療対策協議会 等</p> <p>②県医師会をはじめとする関係団からの意見聴取</p> <p>○熊本県医師会 ○熊本県自治体病院開設者協議会 ○熊本県公的病院長会 等</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>熊本県医師修学資金貸与規則の改正に向けた事前調整(県政情報文書課)</p> </div>
5月	上旬 中旬 下旬	第3回評議員会議				
6月	上旬 中旬 下旬	理事会				
7月	上旬 中旬 下旬	評議員会議				
8月	上旬 中旬 下旬					
9月	上旬 中旬 下旬	理事会				
10月	上旬 中旬 下旬					
11月	上旬 中旬 下旬					
12月	上旬 中旬 下旬	理事会				
1月	上旬 中旬 下旬	評議員会議				
2月	上旬 中旬 下旬					
3月	上旬 中旬 下旬	理事会				

熊本県医師修学資金貸与規則

熊本県医師修学資金貸与医師配置調整要綱(仮称)の検討